ハ　組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならないこととした。（第七六条第五項関係）

(六)　解散及び清算並びに合併

解散及び清算並びに合併に関する所要の規定を整備することとした。（第二章第六節関係）

3　労働者協同組合連合会

労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）が行う事業（会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業）その他の連合会に関する所要の規定を整備することとした。（第三章関係）

4　行政庁による監督等

(一)　行政庁による監督

行政庁による報告の徴取その他の監督に関する所要の規定を整備することとした。（第一二四条～第一二九条関係）

(二)　指針

厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で、必要な指針を定めるものとすることとした。（第一三〇条関係）

5　施行期日等

(一)　企業組合又は特定非営利活動法人から組合への組織変更

この法律の施行の際現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、施行後三年以内に、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができることとした。（附則第四条関係）

(二)　特定非営利活動法人から組織変更した組合に係る規制

特定非営利活動法人から組織変更した組合は、組織変更時に有していた財産（以下「組織変更時財産」という。）について、次に掲げる義務その他の特別な規制を受けることとした。

(1)　組織変更時財産は、特定非営利活動に係る事業に該当する旨の行政庁の確認を受けた事業によって生じた損失の補填に充てる場合のほか、使用してはならないこととした。（附則第二一条関係）

(2)　毎事業年度終了後、組織変更時財産の額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならないこととした。（附則第二三条関係）

(3)　解散した組合の残余財産のうち組織変更時財産の残額に相当するものは、特定非営利活動法人等に帰属させなければならないこととした。（附則第二四条関係）

(三)　検討

この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三二条関係）

(四)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（法律第七九号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　特定第一種水産動植物等に関する規制

(一)　特定第一種水産動植物等の採捕の事業を行う者であって、特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わって特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体）は、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二四年法律第二六七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととした。（第三条第一項関係）

(二)　農林水産大臣は、(一)による届出があった場合において、当該届出をした者が当該採捕の事業を行う権限を有すると認めるときは、当該届出に係る番号を通知することとした。（第三条第二項関係）

(三)　(二)による通知を受けた者及びその他の特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、当該特定第一種水産動植物等の名称、当該通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）等の事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないこととした。（第四条及び第五条関係）

(四)　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡し等をしたときは、当該特定第一種水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした。（第六条関係）

(五)　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、氏名又は名称、事務所等の所在地及び取り扱う特定第一種水産動植物等の種類等の事項について農林水産大臣に届け出なければならないこととした。（第八条関係）

(六)　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならないこととした。（第九条関係）

(七)　特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととした。（第一〇条関係）

3　特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととした。（第一一条関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令（政令第三四七号）（厚生労働省）

一　厚生労働省組織令の一部改正関係

雇用環境・均等局及び勤労者生活課の所掌事務に、労働者協同組合に関することを追加することとした。（第九条及び第九一条関係）

二　労働政策審議会令の一部改正関係

勤労者生活分科会の所掌事務に、労働者協同組合に関する重要事項を調査審議すること及び労働者協同組合法の規定により労働政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（第六条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

## ◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第三四八号）（財務省）

1　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合における、締約国原産品申告書、日英特恵輸入証明書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第六一条等及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表関係）

2　日英協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品を指定し、その修正の適用に関する所要の規定等（輸入数量の算出方法等）を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の二、第一〇条の四、第一四条、第一九条、第一九条の四、第一九条の六～第一九条の一一及び別表第一関係）

3　日英協定に基づく関税の免除の対象とならない加工又は修繕を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第三一条の二関係）

4　英国税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間等を定めることとした。（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第二条、第四条及び第六条関係）

5　この政令は、日英協定の効力発生の日から施行することとした。

## ◇電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四九号）（総務省）

電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二三号）の施行期日は、令和二年一二月一五日とすることとした。